

フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 フィールドシアター推進モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、自然景観や文化財など本県が有する多様な地域資源を文化芸術の発表の場として活用し、本県の新たな魅力と価値の創出を図るため、当該取り組みに係るモデル事業に要する経費について、予算の範囲内で補助する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は次のとおりとする。

次のア又はイのいずれかに該当する団体

ア 法人格を有し、かつ、次のいずれかに該当するもの

(ア) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(イ) 会社及び会社に準ずる営利法人

(ウ) 特定非営利活動法人

(エ) 社会福祉法人、学校法人、医療法人

イ 法人格を有しない者（権利能力なき社団）であって、次の（ア）から（ウ）までの全てについて明記されている定款又は定款に類する規約等を有するもの

(ア) 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。

(イ) 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること。

(ウ) 団体活動の本拠としての事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助対象者から除く。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

四 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

五 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 本県の自然景観や文化財などを文化芸術活動の発表の場として活用し、本県の新たな魅力と価値の創出を図る事業であること。

二 知事が別に定める期間に応募を受け付け、審査を経て採択された事業であること。

(補助対象とならない事業)

第5条 前条に該当する場合であっても、次の事業は補助対象とはならない。

- 一 展示物、制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- 二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び第5項に規定される「性風俗関連特殊営業」に該当する施設で行う事業
- 三 国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員である事業
- 四 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する事業
- 五 公序良俗に反する事業
- 六 第三者の著作権、肖像権、商標権その他権利を侵害する事業
- 七 その他、法令等に違反する事業

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる費用であって、補助対象者が補助対象事業を行うために必要な経費とする。

（補助率及び補助額）

第7条 補助額は補助対象経費の合計額に補助率1／2を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1事業当たり上限200万円とする。

- 2 補助金の交付決定額を加えた収入の総額が補助対象となる支出の総額を超える場合には、その超える部分に相当する額を減額して交付する。

（補助対象事業実施期間）

第8条 補助対象事業を実施する期間（以下「事業実施期間」という。）は、交付決定の日から令和9年3月31日までとする。

（補助金交付の申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。この場合において、知事は必要に応じて、審査を行うために参考となる資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、前条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除額を減額して交付決定するものとする。
- 3 知事は、前条第2項のただし書による交付申請がなされたものについては、補助金

に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業の内容又は経費の配分の変更)

第12条 補助対象者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめフィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各区分相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

2 知事は、前項を承認する場合において、必要に応じ内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第13条 補助対象者は、補助対象事業を中止し又は廃止しようとするときは、あらかじめ、フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る中止(廃止)承認申請書(様式第4号-1)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 悪天候等やむを得ない理由により事業が中止され、前項に定める申請をあらかじめ行うことができない場合には、速やかに、フィールドシアター推進モデル事業費補助金事業中止報告書(様式第4号-2)を提出し、その指示を受けなければならない。

(補助対象事業遅延等の報告)

第14条 補助対象者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかにフィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書(様式第5号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第15条 補助対象者は、補助対象事業の遂行状況について知事が報告を求めたときは、フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書(様式第6号)を提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受けたときは、報告書の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(実績報告)

第16条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき若しくは第13条の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにフィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る実績報告書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

2 補助対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第17条 知事は、前条の報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第12条又は第13条に基づく承認をした場合にあっては、その承認した内容とする。以下同じ。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第18条 補助金は、補助対象事業が完了した後、実績報告書に基づき当該補助金額を確定し交付するものとする。

2 補助金の交付は、前項の補助金額の確定後に、第10条の交付決定のあった翌年度の5月末までに精算払により支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第19条 補助対象者は、補助対象事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第9号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、機械、器具その他重要な財産（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(帳簿等の整備)

第21条 補助対象者は、補助対象事業に係る経理についてその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項の規定により知事の承認を受けて当該取得財産等を処分した場合は、その年度までとする。

(決定の取消し)

第22条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると判明したときは、第10条による決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一 補助対象者が補助金の申請時に第3条に該当しないことが判明したとき。

二 申請書類、実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。

三 補助対象事業が事業実施期間中に完了しないことが判明したとき。

四 実績報告が第16条の期日までにされず、第18条第2項の期日までの補助金の支払に支障を来すとき。

五 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。

六 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

七 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。

八 前各号に掲げるもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。

2 前項の規定は、第17条の規定に基づき支給すべき補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和8年6月26日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

(補助対象経費)

区分	費目	内訳
出演・音楽・文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、訳詞料、音楽制作料、音楽編集料、副指揮料、コレペティ料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕製作費、原稿料、原作料、企画制作料等
設営・会場費等	設営費	大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費、履物費、照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、展示設営費等
	作品借料	作品借料、作品保険料等
	上映費	上映費、映写機材借料、映写技師謝金、同時通訳関連機器借料等
	会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費等
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費、作品運搬費等
人件費・旅費・報償費	<u>人件費</u> ^{注1}	事務整理等、会場整理等にかかる給料、労災保険料等
	旅費	国際航空賃、国内交通費、宿泊費等
	報償費	講師等謝金、原稿執筆謝金、会議出席謝金、指導謝金、託児謝金等
役務費・消耗品費等	役務費	広告宣伝費、入場料等販売手数料、立看板費、印刷製本費、借料及び損料、イベント賠償責任保険料、興行中止保険料、請負費等
	消耗品費	消耗品費
	通信費	通信費、送料
委託費	委託費	委託費

(※注1) 本事業のために臨時に雇用する者のみ対象。給料として支給するものに限る。
賞与等は対象外。

(様式第 1 号)

番 年 月 日 号

山梨県知事 殿

事業者住所 〒

電 話 番 号

メールアドレス

事 業 者 名

代 表 者 名

印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙概要書のとおり実施したいので、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付資料

- (1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類（開催要項、企画書など）
- (2) 事業経費の内訳（収支予算書）
- (3) 団体の定款・寄付行為又はこれに類する規約など
- (4) 団体の役員名簿など構成員がわかるもの
- (5) 誓約書
- (6) その他参考資料

殿

山梨県知事

フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上記の補助金については、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで申請のあったフィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	円
補 助 金 の 額	円

- 3 補助事業に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助対象経費の各区分相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
 - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 交付要綱の定めるところにより、消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額を減額する。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助対象者に該当しないことが判明したとき
 - イ 申請書類、実績報告等の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - ウ 補助対象事業が当該支援対象期間中に完了しないことが判明したとき。
 - エ 実績報告が期日までにされず、補助金の支払に支障を来すとき。
 - オ 偽りその他不正な手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
 - カ 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
 - キ 補助対象事業の実施に際し法令に違反したとき。
 - ク 前述するもののほか、補助金の支給が不相当と知事が認めるとき。

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。
- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して30日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書を知事に報告しなければならない。
- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、保管しておかななければならない。

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業者名
代表者名 印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、補助事業に関する変更の承認を受けたいので、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定日
交付決定番号
交付決定事業名

【変更内容】

<変更理由>

【補助金交付申請額】

変更後の交付申請額 円
当初の交付決定額 円

(様式第4－1号)

番
年 月 日
号

山梨県知事 殿

事業者名
代表者名 印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金
事業変更中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を変更（中止・廃止）したいので、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第13条の規定により、申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

(様式第4－2号)

番
年 月 日
号

山梨県知事 殿

事業者名
代表者名 印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金
事業中止報告書

年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を中止したので、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第13条の規定により、報告します。

1 中止の理由

2 中止の内容

(様式第 5 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業者名
代表者名 印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記補助金について、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故等の内容及び原因
- 4 事故等に対する措置
- 5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 事故の内容等を立証する書類を添付すること。

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業者名
代表者名 印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった上記の補助事業の遂行状況について、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業の遂行状況

2 収支の状況

(様式第 7 号)

番
年 月 号
日

山梨県知事 殿

事業者名
代表者名 印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 ー 号で交付決定のあったこのことについて、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書
- 2 事業経費の内訳（収支決算書）
- 3 事業経費にかかる領収書の写し
- 4 ポスター・チラシ・パンフレット
- 5 その他添付資料

○振込口座

支 払 方 法		口 座 振 替			
金 融 機 関	銀行	種 別	当座 ・ 普通	名	住所
	信用金庫 信用組合 農協				フリガナ
	本店 支店・支所	番 号		義	氏名

(様式第8号)

番 号
年 月 日

殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

フィールドシアター推進モデル事業費補助金の額の確定について

令和 年 月 日付けで実績報告書の提出がありましたこのことについては、内容を調査したところ、次のとおり交付すべき補助金の額を確定しましたので、フィールドシアター推進モデル事業費補助金第 17 条の規定により、通知します。

- 1 補助事業の名称

- 2 額の確定額 円

(様式第 9 号)

番
年 月 号
日

山梨県知事

殿

事業者名

代表者名

印

フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る消費税額
及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 19 条第 1 項の規定により、
次のとおり報告します。

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額（知事が確定通知書により通知した額） | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 | 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う
補助金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ 3 － 2 ） | 円 |

（注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。

(様式第 10 号)

番
年 月 号
日

山梨県知事

殿

事業者名

代表者名

印

財産処分承認申請書

フィールドシアター推進モデル事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、フィールドシアター推進モデル事業費補助金交付要綱第 20 条に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類